

吉賀町告示第92号

令和5年第2回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月23日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和5年6月9日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 桜下 善博君 | 村上 定陽君 |
| 三浦 浩明君 | 桑原 三平君 |
| 河村由美子君 | 松蔭 茂君 |
| 河村 隆行君 | 大庭 澄人君 |
| 藤升 正夫君 | 中田 元君 |
| 庭田 英明君 | 安永 友行君 |

○6月14日に応招した議員

○6月15日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和5年6月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年6月9日 午前9時06分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第2号 吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 発議第3号 物価上昇に見合う年金支給を求める意見書(案)
- 日程第7 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 議案第36号 吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定について
- 日程第9 議案第37号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第38号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第39号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第40号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第41号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第42号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第43号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第2号 吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 発議第3号 物価上昇に見合う年金支給を求める意見書(案)
- 日程第7 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

- 日程第8 議案第36号 吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定について
日程第9 議案第37号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第38号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第39号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第40号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第41号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第42号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第43号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）

出席議員（12名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君 | 2番 村上 定陽君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 河村由美子君 | 6番 松蔭 茂君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 藤升 正夫君 | 10番 中田 元君 |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 町長 | 岩本 一巳君 | 副町長 | 赤松 寿志君 |
| 教育長 | 中田 敦君 | 教育次長 | 大庭 克彦君 |
| 総務課長 | 野村 幸二君 | 企画課長 | 深川 竜也君 |
| 税務住民課長 | 山根 徳政君 | 保健福祉課長 | 中林知代枝君 |
| 医療対策課長 | 渡邊 栄治君 | 産業課長 | 堀田 雅和君 |

午前9時06分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和5年第2回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、規則第126条の規定によって、9番、藤升議員、10番、中田議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。5番、河村由美子議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） おはようございます。

先般、議運を開催しまして、会期の日程を、本日より6月16日までの8日間といたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月16日までの8日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から6月16日までの8日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、陳情第2号太陽光発電パネル設置に関する陳情、要望第1号アンテナショップ土地建物賃貸借料の行政負担については、お手元に配付した陳情、請願、要望等文書表のとおりです。陳情第2号は総務常任委員会へ、要望第1号は経済常任委員会へ付託し、会期中の審査とすること

にしました。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、改めておはようございます。

本日、令和5年第2回目になります。定例会を招集させていただきましたところ、全議員に御出席を頂きまして誠にありがとうございました。

行政報告の前に、本定例会に執行部側から上程いたします議案について、申し上げておきたいと思えます。

今回上程する議案、議題につきましては、全部で9件となります。内訳といたしましては、報告案件が1件、議案につきましては8件ということでございます。

報告案件につきましては、毎年度のことでございますが、繰越明許費の繰越計算書、議案につきましては、条例の制定一部改正、並びに令和5年度各会計の補正予算でございます。各議案につきまして詳細説明を行って、順次上程をさせていただきたいと思えますので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付をさせていただいております資料から、行政報告をさせていただきたいと思えます。タブレットのほうはよろしいでしょうか。

それでは、今回報告をさせていただきますのは、3月の定例会以降、昨日までの内容ということでございます。時間の関係もでございますので、主な業務等に限定をさせていただいて、御報告を申し上げたいと思えます。

まず1ページでございますが、3月の2日木曜日に3月定例議会を招集させていただきました、本定例会の会期、3月16日まででございました。

下がっていただきまして、7日火曜日でございます。吉賀町花めぐりフォトコンテスト表彰式、今回で2回目となりますが、実行委員会が開催された表彰式のほうへ出席をさせていただきました。

翌8日水曜日でございます。吉賀高等学校アントレプレナーシップ教育による「ふるさと納税返礼品」お披露目会でございます。吉賀高校の、もう既に卒業されましたが、女生徒さんが有害鳥獣で不要となりました町内の果実の柿を利用して、町内の企業様とコラボをして柿アイスの開発をされたということで、それに係ります経費の御寄附に合わせまして柿アイスを開発されたということでございまして、当日お披露目ということで、その柿アイスを御賞味させていただきました。

なお、吉賀町といたしましても、ふるさと納税の返礼品として活用させていただきたいという

ものでございます。

3月の10日は、社会医療法人石州会に出向きまして、職員の説明会を開催させていただきました。

2ページになります。3月の20日月曜日でございます、吉賀町地域医療確保に向けた実務者会議をウェブで開催しております。

23日の木曜日でございます。自衛隊の入隊者に対しての激励会を開催いたしました。

24日の金曜日、地域医療に関する住民説明会ということで、この日は柿木会場でございますが、以後、公民館単位での開催をさせていただいたところでございます。

25日の土曜日でございます、益田広域消防本部の庁舎建設工事の起工式がございましたので、益田へ出かけました。

同日でございます。先ほど申し上げました地域医療に関する住民説明会、六日市会場ということで開催しております。

26日日曜日には、手づくり自治区柿木村が主催をされました講演会が行われましたので、公民館のほうへ出かけたところでございます。

27日の月曜日でございます。中ほどになります。UBEビエンナーレのほうへ吉賀町賞を提供させていただいておりますが、前回受賞されました滋賀県在住の佐野耕平先生が来町されました。今、先生の吉賀町賞の作品は宇部のときわ公園のほうへ展示がしてあるわけでございますが、先生のほうからこの作品を吉賀町のほうへ寄贈させていただきたいというような御意向が表明されましたので、また設置場所等、あるいは経費等についての準備をさせていただきたいというふうに考えております。

同じく、この日につきましては、七日市会場で地域医療に関する住民説明会を開催いたしました。

28日の火曜日、町議会の全員協議会が開催されまして、その後、臨時会の招集もしたところでございます。地域医療に関する朝倉会場での住民説明会を開催いたしました。

29日でございます。次のページに移っていただきまして、蔵木会場での地域医療に関する住民説明会を開催しております。

中ほど、31日金曜日、それから年度が替わりまして4月の3日月曜日でございますが、それぞれ年度終わり式、退任式、並びに年度始め式と新任式を行ったところでございます。

4月の5日、4ページに入りますが、教育委員会が主催いたします教職員の新任式を行いまし、出席をさせていただきました。

下がっていただきまして、8日の土曜日でございます。吉賀高等学校の入学式、並びにみなし寮合同対面式とあります。今回、今年度からよしかみらいの隣にありますところへ2つ目のみな

し寮の運営を開始したところでございますので、合同の対面式をまず高等学校のほうで行わせていただいて、それぞれ2会場に分かれて、それぞれの寮での対面式等も行ったということでございます。

11日の火曜日でございます。新年度になりましたので、ここらあたりから年度始めの挨拶回りと事務協議に回っております。11日につきましては、大阪へ出かけまして、島根県大阪事務所の所長に面会をしております。

12日につきましては、広島・山口のほうへ戻りまして、ここにありますように島根県の広島事務所、山陰中央新報の広島支社等々へ御挨拶に伺わせていただきました。

13日には、上京いたしまして、島根県の東京事務所、県選出の国会議員の先生方のところへ挨拶に出向いております。

16日につきましては、益田市で行われました益田駅開業・山口線全線開通の100周年記念式典のほうへ参加をさせていただきました。

17日の月曜日でございます。次のページになりますが、吉賀町地域医療確保に向けた実務者会議の開催でございます。

18日は、吉賀町交通安全対策協議会を開催させていただきまして、関係機関団体の方にお集まりを頂いて、今運動についての協議をしたところでございます。

19日につきましては、出雲市へ出かけまして、島根県立中央病院の山口島根県病院事業管理者、並びに島根大学附属病院の椎名病院長のほうへ面会をさせていただいて、種々についての事務協議もさせていただいたところでございます。

20日の木曜日につきましては、恒例の自治会長会議を開催いたしまして、その後松江へ出かけまして、それぞれあります関係機関団体のほうへの御挨拶回りと事務協議をそれぞれ行ったところでございます。

21日の金曜日につきましては、松江市、翌日になりますが年度始めの挨拶回りと事務協議ということで、島根県知事、副知事、並びに各部局長のほうへ御挨拶、並びに要請等でお会いさせていただいたところでございます。

下がっていただきまして、25日の火曜日でございます。吉賀町新医療法人設立検討委員会を開催をしております。

ページ変わります、6ページでございます。4月29日の土曜日でございますが、廿日市にあります吉賀町アンテナショップの訪問をさせていただきまして、企業組合様が餅つきを行うということで、こちらのほうのお手伝いに参加をさせていただいたところでございます。

午後からは、翌日行われますよしか・夢・花・マラソン、大会ゲストでありますふるさと応援大使の朝原宣治様が御来庁されましたので、こちらのほうの対応させていただきました。

30日につきましては、マラソン大会の当日ということで、多くの皆様に御参加を頂きました。私も初めてでございましたが、2キロのところへ参加をさせていただいたところでございます。

午後は、柿木の道の駅で開催されました「みんなちがってみんないい」第2回目になりますが、こちらのほうへ出席をさせていただきました。

5月に入りまして、六日市地域循環線の実証運行開始の記者発表を、1日月曜日、六日市交通の社長様にもお出かけを頂いて行ったところでございます。

下がっていただきまして、一番下でございます。5月7日、8日につきましては、大雨の関係での河川水位警戒待機でございます。

ページ変わりました、7ページでございます。5月の9日でございます。益田市で行われました各種期成同盟会の総会へ出席いたしました。

10日につきましても、年度始めの挨拶、事務協議ということで、記載をしております関係部署のほうへ出かけたところでございます。

翌日は大阪のほうに帰りまして、同じく記載をしておりますところへの挨拶回り、あるいは事務協議を行いました。

11日は、地元へ帰りまして、夕刻から社会医療法人石州会、島根県、吉賀町によります三者会議を開催をさせていただきました。

12日月曜日につきましては、風力発電の関係で、吉賀の環境と子どもたちの未来を考える会の要望ということで御来庁がありましたので、対応させていただいております。

13日の土曜日でございます。養老孟司先生が御来庁されました。ここにありますように、毎日新聞が出版されました、その出版記念ということで、晚餐会とサイン会がございましたので、こちらのほうへ参加をさせていただきました。

翌14日日曜日につきましては、高尻のゴギの郷で養老先生をお招きしてのゾウムシ採りのイベントがございましたので、こちらのほうへ同伴をさせていただいたところでございます。

15日の月曜日につきましては、臨時議会を招集させていただきました。その後、全員協議会を開催ということでございます。松江へ出かけまして、過疎地域対策協議会の事務協議、あるいは県土連の役員会へ参加をしております。

16日につきましては、山陰自動車道の整備促進期成同盟会の総会ということで、山口県萩市のほうへ出かけております。

17日から上京いたしまして、道路整備促進に係ります期成同盟会の全国集会、あるいは大会、あるいは県選出国會議員先生方への要望活動ということで出かけておるところでございます。

8ページ中ほど下がっていただきまして、22日の月曜日でございます。夕刻から吉賀町地域医療確保に向けた実務者会議の開催でございます。

23日の火曜日につきましては、益田での会議を済ませまして、広島にありますマツダスタジアムに出かけまして、毎年行っております広島東洋カープわがまち魅力発信隊イベントのほうへ出席をさせていただきました。

24日につきましては、輝けイレブンの実行委員会で松江へ出かけております。

25日につきましては、上京いたしまして、治水の関係、あるいは砂防の関係、それ以外の総会等ございますので、出席をしたところでございます。

26日の金曜日でございます。テニス国際大会出場選手、河口依鈴さん表敬訪問とございます。既に新聞等で御案内等ございますが、町内在住の河口依鈴さんが千葉県で行われましたアジア圏域の大会ですばらしい成績を収められまして、今月の初旬から7月の下旬にかけてクロアチアを舞台にした大会、それから海外遠征のほうも、これはアジアエリアでの代表選手ということになるわけですが、国際大会あるいは海外遠征のほうへ出かけられるということで、その報告にお父さんお母さんと御来庁いただいたところでございます。長期間にわたる遠征でございますが、ぜひすばらしい成績を収めていただいて、またすばらしい経験を積んで、お帰りいただきたいというふうに考えておるところでございます。

29日につきましては、吉賀町防災会議を開催しております。

5月30日、最後のページ、9ページでございますが、島根県の松尾顧問、例年どおりでございますが、御来庁されまして、様々な案件についての意見交換をしたところでございます。

午後からは福山市に出かけまして、中国国道協会の総会、そのまま東京へ移動しまして、治水の期成同盟会の通常総会へ出席しました。

6月に入りまして、2日の金曜日でございます。しまね国際センターの通常理事会へ、松江ということで出席をしております。

それから地元に戻りまして、夕刻からは島根大学医学部地域推薦枠医師との面会とあります。具体を申し上げますと、吉賀町御出身の佐々木弥生先生でございますが、地元のほうへ帰る機会がございましたので、私、それから医療介護統括管理者であります益田日赤の木谷院長、それから医療対策課の渡邊課長の3人で面会をさせていただいたところでございます。

5日の月曜日につきましては、町議会の全員協議会が開催されました。

それから6月の6日につきましては、7月から社会を明るくする運動が公開されますので、その関係で鹿足地区並びに吉賀町の推進委員会を開催したところでございます。

以上、雑駁でございますが、私の行政報告とさせていただきますと思います。

日程第5. 発委第2号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発委第2号吉賀町議会会議規則の一部を改正する

規則についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。5番、河村由美子議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） 発委いたします。

令和5年6月9日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、議会運営委員会委員長河村由美子。

吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

理由といたしまして、令和4年度に導入した議会システムの表決機能（電子表決システム）について、本会議の表決手段として法的な根拠を明確にするものである。また、令和5年から運用を始めたタブレットについて、議場内での利用を可能にするるとともに議場内での携帯品について、現在の社会情勢に即した内容にするものであります。

改正内容につきましては、既に説明してございますし、皆様方に添付してございますので、資料でお読み取りを頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりましたが、ここで提案者に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、発委第2号吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第3号物価上昇に見合う年金支給を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第3号につきまして、読み上げて提案をさせていただきたいと思っております。

発議第3号、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

物価上昇に見合う年金支給を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしまして、高齢者等の年金を、暮らしを支えるに足りるものとすることによって、安心できる生活を保つためとしております。

それでは、意見書（案）。

年金受給者の平均年金月額を、厚労省の「厚生年金保険・国民年金事業の概況」と、総務省の「2020年基準消費者物価指数」から見ると、2006年から2022年までに厚生年金は12.2%減額し、国民年金は5.6%増額したものの物価上昇分の7.4%より1.8ポイント少ない伸び率で実質では減額となっており、2023年度の68歳以上の方の年金改定率は、物価変動率分のプラス2.5と、マクロ経済スライドによる調整分マイナス0.6%を合わせ、改定率はプラス1.9%ですが、実質改定率はマイナス0.6%です。

消費税増税や医療・介護保険料の負担増、後期高齢者の医療費窓口負担2割化、諸物価の高騰など高齢者の生活を圧迫する要因が拡大し、今年1月から4月までの前年同月比の物価上昇率が3.6%、さらに加工食品、電気代の値上げが予告され、日々の生活に欠かせない生鮮食品、光熱水道費の2022年の前年比はそれぞれ8.1%、14.8%となっています。

物価高騰と乖離した年金改定は、低所得の高齢者の苦しい生活をさらに窮状に追い込むことにつながります。年金は、そのほとんどが消費に回るため、年金の実質削減が、購買力の低下、過剰な節約が命をも脅かすことにもなりかねません。

さらに、地域経済と地方財政へ大きな影響を与えています。県民所得に占める年金の割合は高く、地域経済を支えています。

政府並びに国会におかれましては、高齢者も若者も安心して老後を暮らせるよう、物価上昇に見合う年金支給を実現されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣としております。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対しての質疑はありませんか。よろしいですか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） このたび4月・5月分の年金が改定されております。31年生ま

れ以前のもの、2.2%から1.9%増加しておりますが、このことと今回の年金改定について、どのように違うのか御説明ください。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） このたびの意見書と今般引き上げられました年金の分についてという質問だというふうに受け止めます。

今、意見書案のほうで、上段の段落の一番最後のところに改定率プラス1.9%というふうにさせていただいております。新しく年金をもらうようになった人については、1.9プラス0.6で2.5%となっておりますが、マクロ経済スライドによる減額が、以前からもらっていた人に対しては下がっているということですので、最終的にこの意見書との関係なんですけれども、物価上昇にも足りない年金の引上げにしかならないと、そのことを言うておるということで御理解願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようですが、ここでお諮りをします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第7. 報告第2号

○議長（安永 友行君） 日程第7、報告第2号繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和4年度吉賀町一般会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

議案書のほうへ、令和4年度の吉賀町繰越明許費繰越計算書、いずれも一般会計でございますが、一覧表を提示をさせていただいております。

つくりといたしまして、左側から予算科目であります款、項、それから事業名、事業費の金額、それから今回の翌年度繰越額、さらにはこれに係ります左の財源内訳ということで記載をしているわけでございますが、私のほうからは、この表によります事業名、並びに翌年度繰越額のほう

を読み上げまして、御報告に代えさせていただきたいと思いをします。

基幹系システム運営管理費、528万円。子育て世代包括支援センター事業費、245万円。農村地域防災減災事業、86万6,000円。林業振興総務費、687万7,400円。林道新設改良補助事業費、3,300万円。林道新設改良補助事業費、9,246万9,000円。道路新設改良単独事業費、3,014万2,000円。道路新設改良補助事業費、6,742万1,000円。事務局施設整備事業費、591万7,000円。中学校施設整備事業費、4,348万9,000円。交流研修センター管理費、365万5,000円。現年単独災害復旧事業費（農地災害復旧費）、559万8,000円。現年補助災害復旧事業費（農業用施設災害復旧費）、4,000万円。現年単独災害復旧事業費（農業用施設災害復旧費）、3,345万8,000円。現年補助災害復旧事業費（林業災害復旧費）、4,000万円。現年単独災害復旧事業費（林業災害復旧費）、2,903万円。現年補助災害復旧事業費（道路橋梁災害復旧費）、7,024万9,000円。現年単独災害復旧事業費（道路橋梁災害復旧費）、2,607万6,000円。現年補助災害復旧事業費（河川災害復旧費）、500万円。現年単独災害復旧事業費（河川災害復旧費）、2,731万2,000円。以上、20事業にわたりますが、合計で5億6,828万9,400円となるものでございます。

なお、今申し上げました詳細にわたる事業内容につきましては、別冊で編さんをさせていただいております。参考資料の1ページから6ページのほうで掲載させていただいておりますので、そちらのほうで内容の御確認をお願いをさせていただいたらと思います。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは提案者の報告は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） このたびの繰越し分を見ますと、8月の豪雨並びに台風14号等で工事発注、または施工が遅れたということになっております。工事発注等に係る体制、今の建設水道課の体制で見ると、非常に人員的にも厳しいものを感じますが、そこへの手当てをすることについて、町長のお考えを一点お聞きをいたしたいと思いをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 昨年、近年にない災害がありまして、補正予算を組みながら、ほとんどの事業、工事につきましては発注をさせていただいたところでございます。

体制のことでございます。なかなか全庁的な人員の配置の中でやるわけでございますので、建設水道課のほうへ人員を今回異動等によって対応することができませんでした。逆に医療のほうへということで、医療対策課のほうへ増員をしながら人員を厚めにさせていただいたところでございまして、そういう中でもございますので、建設水道課のほうは本当に大変ということは重々

承知はしておりますが、現在の人員の中で連携を取りながら頑張っているところがございます。

なお、それ以外の建設水道課の業務につきましては、一部、外郭団体のほうへお願いをさせていただいたりということで、総合的なシェアをしながら対策をしておるところでございます。

業者さんも同様でございますが、災害復旧工事というのは、やはり時間との戦いでもございます。まず急ぐということで、この春先の水田、水稻の耕作等に支障がないようにということで、発注した工事につきましても、業者さんのほうで速やかに対応させていただいたところがございます。建設水道課のほうで業者さんとの連携を図りながらこれからも対応させていただきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 参考資料の1ページにあるんですけども、基幹系システム運営管理費がありますよね。これ当初の契約は2月の14日で約30日、3月31日までだから40日ぐらいでしょう。次に繰越しになったわけですから、今度は3か月ぐらい余裕が見てあるんですが、この繰越しの概要ですよ。なかなか難しいようなことが書いてあるんですが、維持のために教育やスキル習得等の体制構築に時間を要するということなんですが、ということになれば、それが期間を変えただけでスキルをアップとか、そういう問題がクリアできるんでしょうか、3か月で。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） この概要、説明欄のところでもそうした記載をさせていただきました。主には、システム改修に係る業務については、業者さんをお願いするというのが主として、業者さんからのそうしたお話を頂いた中でのこの表記ということになっているんですけども、御承知のとおり、システムに関しては様々な改修が、特にマイナンバーの関係で常時そうしたものが発生しているという現状がございます。その中で今回のこうした戸籍情報システムに関連した内容が必要になってきたというところ。それに当たっては、基本的にはいわゆる標準的な仕様というのは国から示されてきます。それを受けて、実際には業者さんがそれを見て、吉賀町のシステムにそれを反映させていくということ、そうした流れになってまいりまして、そうした際に業者さんサイドも、限りある社員さんの数ですので、その中でその業務に充てる社員さんを確保するのにいささかの時間を要する。さらにはその社員さんが国が示した仕様を、まずはそれを理解するというようなところから始まります。そうしたところで、年度内完了には行き着かないであろうと。したがって繰越しをさせていただいたというようなことがここに書かせていただいたというところで、この部分についてはお読み取りを頂ければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） なかなか制度改正になっても厳しいかと思うんですけども、このシステムの中には、先ほども課長が言われたように、マイナンバーというのがありますよね。今、日本中でも13万件ぐらい、マイナンバーと個人情報の口座が間違っていたというのがあるんですが、吉賀町もそういうケースがありましたか。

○議長（安永 友行君） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。マイナンバーのひもづけに関する御質問かと思えます。

テレビ報道とかでございますひもづけの間違いといいますが、につきましては、吉賀町にもありますけども、窓口においてあるタブレットでひもづけの操作をしているんですけども、益田市とかでもタブレットが置いてあって、自由にお使いくださいという形でシステムを市民、町民の方が自分でやられるという形を取っているところについて、間違っただひもづけをしてもシステムが進んでいくわけです、間違っただひもづけがされるということが出ておるように聞いております。

吉賀町の場合につきましては、職員が主に操作をして、ひもづけ完了まで行って、町民の方に確認をしていただきながら進めているというところで、現在のところ、間違っただひもづけについては報告を受けておりません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

本案については、報告をもって終了します。

日程第8、議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第36号吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第36号吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定についてであります。

吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和5年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第36号吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定についての詳細説明を行います。

参考資料統合版の7ページをお開きください。よろしいでしょうか。

それでは、そちらの地域連携ネットワークという資料に基づいて御説明をさせていただきます。

地域連携ネットワークといたしまして様々な団体等と連携しておりまして、中ほどに記載をされております中核機関というところを御覧いただければと思います。令和4年度に設置いたしました吉賀町成年後見センターがございます。その下の吉賀町役場というところの赤ポツに受任調整というものがございます。

次に参考資料の8ページを御覧いただければと思います。吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定についてというところがございます。中段にあります②中核機関の設置の右側を御覧いただければと思います。赤字で記載をされております、ウ：成年後見制度利用促進機能（a受任調整支援）がこの条例制定に係るものでございます。

対象となるケースといたしましては、主には町長申立てケースも候補者の選任となります。

それでは、6月9日提出議案の中にあります、議案第36号を御覧いただければと思います。吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の第1条を御覧ください。見出しに（設置）とあるかと思えます。成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づきまして、成年後見制度の適切な利用及び利用者への適切な対応に資するため、委員会を設置することとしております。

第2条でございますが、所掌事務について明記をさせていただいております。成年後見制度利用に伴う受任候補者の調整に関することとしております。

第3条につきましては、委員の構成について明記をしております、第1号から第4号に記載がある委員を7名以内で町長が委嘱することとしております。

第4条では任期について、第5条では委員長及び副委員長について、第6条では会議の開催について、第7条では報酬及び費用弁償の支給について明記をしております。

附則においてでございますが、吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正により、本委員会の委員報酬等について追加をしているところでございます。

なお、この条例は公布の日から施行いたす予定にしております。

以上、議案第36号吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定についての詳細説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、条例のほうからお聞きをいたします。

条例の第3条、委員会の委員の構成が7名以内ということで上がっておりますが、現状におきまして予定できる委員、どのような方がなられるのかお示しをください。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。お答えさせていただきます。

まずは、詳細については今からでございますが、今も益田市、鹿足郡で構成をされております成年後見センターの定例会というものがございます。

そちらには、行政書士あるいは司法書士の方々、そういった有識者の方々に構成をされている委員会がございます。そちらのほうの見識のある方々を中心に考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。それでは、第7条に報酬及び費用弁償とありますが、この費用弁償、この条例におきましては費用弁償ですが、旅費と捉えてよろしいですか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） お答えいたします。

仰せのとおりでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第8、議案第36号吉賀町成年後見人等受任調整委員会条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第9 議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第37号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第37号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町国民健康保険税条例（平成17年吉賀町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。令和5年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますのでよろし

くお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第37号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、全員協議会で御説明をさせていただいたとおり、国民健康保険税率等を改正するものでございます。

それでは、6月9日提出の参考資料統合版の9ページを御覧ください。新旧対照表をもって説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、新旧対照表の改正前3条第1項のところでございます。

医療給付分の所得割を7.90から6.80に改正をするものでございます。

次に、その下の第5条のところでございますが、医療給付分の均等割を2万4,000円から2万円に改正するものでございます。

続いてその下、第5条の2、参考資料10ページを御覧いただければと思っております。上のところにありますが、1号から3号までの医療給付分の平等割を、それぞれ1万8,000円を1万3,000円、特定世帯につきましては9,000円を6,500円、特定継続世帯につきましては1万3,500円を9,750円に改正するものでございます。

続きまして、第6条のところでございます。後期高齢者支援分の所得割につきまして、2.60から2.95に改正をするものでございます。

次に、その下の7条の2についてでございます。後期高齢者支援金分の均等割を7,800円から8,500円に改正をするものでございます。

続いて、7条の3、第1項第1号から第3号まででございますが、後期高齢者支援金の平等割を、それぞれ6,000円から6,200円、3,000円から3,100円、4,500円から4,650円に改正をいたします。

次に、第8条でございます。介護給付金分の所得割を2.45から2.90に改正をいたします。

次に、第9条でございます。介護給付金分の均等割を9,600円から9,000円に改正をいたします。

次に、その下の9条の2でございます。介護給付金分の平等割を5,400円から4,800円に改正するものでございます。

参考資料10ページの下から4行目の見出しがありますが、（国民健康保険税の減額）というところから15ページまでにつきましては、このたびの税制改正に伴いまして軽減世帯に対する税額の改正を行うものでございますので、お読み取りをいただければと思っております。

なお、この条例は公布の日から施行いたしまして、令和5年4月1日から適用をいたします。

また、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の国民健康保険税について適用することとしております。

以上、議案第37号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第9、議案第37号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時01分休憩

.....
午前10時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第10. 議案第38号

日程第11. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第38号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第39号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、2つの議案を一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第38号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第39号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

いずれも、所管いたします保健福祉課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、本件についての詳細説明を担当課長のほうから求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第38号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、国が定めております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、引用例規の改正を行うものでございます。

保育所保育指針の制定権が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更になったことが改正点でございます。

それでは、参考資料統合版の16ページを御覧いただければと思います。

現行の下線部分でございますが、厚生労働大臣を、改正後でございますが、下線部分の内閣総理大臣に改正するものでございます。

なお、この改正は公布の日から施行となります。

以上、議案第38号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。

続きまして、議案第39号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、子ども・子育て支援法改正に伴う引用例規の改正によるものでございます。

主な改正内容は3点でございます。

1点目につきましては、子ども・子育て支援法第19条の引用改正に伴うものでございます。

参考資料統合版の17ページをお開きいただければと思います。17ページから20ページまででございますが、20ページの中段までが該当箇所になります。法第19条第1項第3号というところが、法第19条第3号、第1項が削除するものでございます。

それから参考資料の20ページをお開きいただければと思います。第15条第1項第3号でございますが、2点目の改正点といたしまして、こども家庭庁設置法の施行によりまして、学校教育法の引用改正に伴うものでございます。15条第1項第3号が改正箇所となります。25条の規定に基づきというのが、25条第1項の規定に基づき、というところが改正点でございます。

3点目の改正点といたしましては、先ほど議案第38号で御説明させていただきました保育所保育指針の制定権が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更になったということに伴う改正でござ

ございます。

参考資料統合版の21ページを御覧いただければと思います。上から3行目が改正箇所になりまして、改正前が厚生労働大臣、改正後が内閣総理大臣というふうに改正をするものでございます。

それから参考資料21ページ、その下から24ページまでにつきましては、先ほどもありました子ども・子育て支援法第19条の引用改正に伴うものでございます。

それから参考資料統合版25ページでございます。上段の第44条につきましては、厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更になった改正でございます。

その下から28ページまででございますが、先ほどもございました子ども・子育て支援法第19条の引用改正に伴うものでございます。お読み取りを頂ければと思います。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行となります。

以上、議案第39号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。それでは質疑はないようですので、日程第10、議案第38号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第39号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第12、議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第40号令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第40号令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）であります。

令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,530万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳

出予算補正」による。

令和5年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりを頂きまして、2ページは「第1表歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、612万円に216万円を追加いたしまして828万円。これに伴います歳入合計1,314万1,000円に216万円を追加し、1,530万1,000円とするのでございます。

3ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、1,314万1,000円に216万円を追加し、1,530万1,000円。歳出合計につきましても同額となります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第40号令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

最初におわびを申し上げてから、内容の説明をしたいというふうに思います。

今回の補正に関しましては、本来ですと令和5年度の当初予算において措置すべきところ、未計上であった部分が判明いたしまして、今回補正のお願いをするというものでございます。数字の内容の精査、数字の精査について不十分であったということに関しまして、最初におわびを申し上げておきたいと思っております。

そうしますと、その内容についてでございます。予算書は進んでいただきまして、7ページを御覧いただければというふうに思います。

歳出でございまして、総務費総務管理費、1一般管理費、003貸付金、興学資金基金貸付金として216万円の予算計上がしてございます。

内容といたしましては、令和4年度に貸付けを開始された方が、今、人数で言いますと8名おられまして、その部分について当初予算に計上すべきところ、漏れておったというものでございます。この216万円ですけれども、人数的にはこれは6人分ということになってございまして、当初予算の中でこの令和5年度から新規で貸付けを開始する方というところで、10人分の予算を確保させていただいております。これの部分については、結果として8名の貸付けということになりまして、2名ほど予算のほうがあるというところでもあります。したがって、ここと相殺といえますか、差し引きさせていただいて、今回、数字としては6人分で216万円の予算計上ということですが、内容的には8名の未計上部分の予算措置をお願いするという、こういうものでございます。この同額につきましては、歳入というところで基金繰入れにより対応する

という、こういう予算でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようですので、日程第12、議案第40号令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第13. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第41号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第41号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ294万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,840万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、2ページ、「第1表歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金、8,082万5,000円から294万6,000円を減額いたしまして、7,787万9,000円でございます。これに伴います歳入合計は7億3,135万5,000円から294万6,000円を減額し、7億2,840万9,000円となるものでございます。

3ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、3,167万3,000円から315万9,000円を減額し、2,851万4,000円。款2保険給付費、項4出産育児諸費、168万円に32万円を追加、200万円。款11予備費、項1予備費、414万9,000円から10万7,000円を減額し、404万2,000円でございます。これに伴います歳出合計7億3,135万5,000円から294万6,000円を減額し、7億2,840万9,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げます。

すので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第41号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を行います。

6月8日配付版の議案第41号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を御覧いただければと思います。予算書7ページを御覧ください。

1款総務費、目1一般管理費、右側に行ってくださいまして、001人件費についてでございます。マイナス305万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、4月1日の人事異動に伴うものでございます。

なお、8ページから12ページの給与費明細書につきましては、お読み取りを頂ければと思います。

予算書7ページでございますが、その下の2款保健給付費、4項出産育児諸費、目1出産育児一時金でございます。節18負担金補助及び交付金、出産育児一時金32万円の計上でございます。こちらは、3月議会で上程をさせていただきました条例改正に係る支給額の変更による出産育児一時金8万円掛ける4件分の32万円の計上となります。

その下でございますが、11款予備費、目1予備費、補正額マイナス10万7,000円を計上しております。こちらは一般会計からの繰入調整による計上でございます。

以上、歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書6ページをお開きいただければと思います。

8款繰入金、目1一般会計繰入金、右側に行ってくださいまして、節2職員給与費等繰入金、補正額マイナス315万9,000円の計上でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明をさせていただきました人件費分でございます。

その下の節3出産育児一時金等繰入金でございます。補正額21万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、条例改正による繰入金の変更でございます。8万円掛ける4件分の3分の2で交付税分でございます。

以上、議案第41号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 歳出で32万円の追加の合計200万円ということになっておりますが、ということは8万円で25名ということですが、これは国保からの支出ですか。町内で令和5年度出産というか、新生児の数字について、その人数、大体どのぐらいになりますか。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。令和5年度につきましてですが、今、5年度は始まったばかりでございまして、今のところまだ4月以降の件数につきましては、まだ1件から5件の間というふうに今認識をしているところでございます。ただ、この近年の平均といたしましては、大体30名から40名の間というふうに認識をしております、同じぐらいの人数ではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第13、議案第41号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第14. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第42号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第42号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,163万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、2ページは、「第1表歳入歳出予算補正」の歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、3,984万9,000円、補正額増減なく同額でございます。歳出合計につきましても、6,163万円に対しまして補正額ゼロとなりまして、同額となるわけでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。深川柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（深川 千恵君） それでは、議案第42号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を行います。

今回の補正は、4月の人事異動に伴うものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

まず、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費につきまして、説明欄の001人件費のところであります。人事異動で小水力の担当職員が替わったことにより、342万2,000円の増額補正となっております。

人件費の詳細につきましては、5ページ以降の明細書を御参照ください。それに伴い、人件費増額分を目2財産管理費、節24積立金につきまして、説明欄の004基金積立金を342万2,000円減額し、基金積立での総額を1,934万円としております。

歳出のみの補正となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(安永 友行君) 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員(5番 河村由美子君) 給与費がプラスの三百十何万円になっていますが、これは人事異動ということですが、元の方よりは300、元のベース的にあったわけでしょうから、プラスアルファの300だったら相当の高額な人が異動されたんだと思うんですけど、その方はものすごい技術者であったりとか、経験者であったりとか、そういう方なんでそういう金額になったということなんでしょうか。ちょっと質問が悪いですかね。

○議長(安永 友行君) 深川柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長(深川 千恵君) 特に技術者がとかいうことではなく、単に振興室内の職員の異動ということでございます。主査の方が担当職員になったので、ちょっと増額になりましたということなんです。

○議長(安永 友行君) 5番、河村由美子議員。

○議員(5番 河村由美子君) 昨今は給料アップとか何とかいう社会論評なんですけど、ちょっと職員の方が異常にこう、これは地方公務員ですから吉賀町の人件費等々を比較しては問題があるかと思うんですけど、ちょっと高額なような気もするんですけど、そういう方でないとそこに適任で業務が行えないというふうな判断をされたんでしょうか。

○議長(安永 友行君) 野村総務課長。

○総務課長(野村 幸二君) 先ほど深川室長が答弁したとおり、振興室内での職員、その中でこのたび小水力発電に携わる職員、これが職位、上の者がその担当になったというところでございます。実際に職員、一番若い職員でいいますと、職名でいうと、主事補で高校卒業して入られる18歳、19歳の方、それから上は60歳近いということです。実際にそれぞれの給与額を単純に比較をするとそれなりの金額の差が出てまいります。限られた人員の中で職員配置をし、業務の分掌を決めていきますので、今御質問にあったようなそういうことではなくて、あくまでも人

員配置上このことについてはこうなってしまうと言ってはあれなんですけども、そのように御理解いただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようです。日程第14、議案第42号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第15、議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第43号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第43号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）であります。

令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億612万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,351万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

2ページは「第1表歳入歳出予算補正」の歳入であります。

款10地方交付税、項1地方交付税、36億1,399万1,000円に4,315万円を追加し、36億5,714万1,000円。款12分担金負担金、項1分担金、2,007万4,000円に5万2,000円を追加し、2,012万6,000円。款14国庫支出金、項1国庫負担金、3億9,420万4,000円に546万5,000円を追加し、3億9,966万9,000円。2国庫補助金、3億6,764万2,000円に4,295万2,000円を追加し、4億1,059万4,000円。款15県支出金、項2県補助金、3億5,671万9,000円に420万1,000円を追加し、3億6,092万円。款18繰入金、項2基金繰入金、6億4,903万7,000円に910万9,000円を追加し、6億5,814万6,000円。款20諸収入、項5雑入、4,316万円に120万円を追加し、4,436万円。これに伴います歳入合計であります76億6,739万円に1億612万9,000円を追加し、77億7,351万9,000円となるものでございます。

3ページは歳出でございます。

款1議会費、項1議会費、7,194万3,000円に10万9,000円を追加し、7,205万2,000円。2総務費、項1総務管理費、9億7,735万8,000円から384万9,000円を減額いたしまして、9億7,350万9,000円。2徴税费、5,780万円から1,415万2,000円を減額し、4,364万8,000円。3戸籍住民基本台帳費、2,648万6,000円から546万4,000円を減額し、2,102万2,000円。款3民生費、項1社会福祉費、11億8,120万5,000円に1,872万3,000円を追加し、11億9,992万8,000円。2児童福祉費、5億2,567万6,000円に15万3,000円を追加し、5億2,582万9,000円。3生活保護費、7,353万5,000円に67万3,000円を追加し、7,420万8,000円。款4衛生費、項1保健衛生費、4億2,473万6,000円に1億673万7,000円を追加し、5億3,147万3,000円。款6農林水産業費、項1農業費、4億9,622万8,000円から481万4,000円を減額し、4億9,141万4,000円。2林業費、3億2,714万2,000円から758万円減額し、3億1,956万2,000円。款7商工費、項1商工費、1億3,934万円に1,300万円を追加し、1億5,234万円。款8土木費、項2道路橋梁費、3億4,270万9,000円に1万円を追加し、3億4,271万9,000円。款9消防費、項1消防費、5億4,526万7,000円に158万8,000円を追加し、5億4,685万5,000円。款10教育費、項1教育総務費、2億7,460万5,000円に118万7,000円を追加し、2億7,579万2,000円。2小学校費、8,954万6,000円、これにつきましては増減なく同額でございます。4社会教育費、1億8,806万3,000円から19万2,000円を減額し、1億8,787万1,000円となります。これに伴います歳出合計であります76億6,739万円に1億612万9,000円を追加し、77億7,351万9,000円となるものでございます。

4ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第43号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

予算書につきましては、ちょっと進んでいただきまして、18ページをお開きいただければと思います。

予算書18ページにおきましては、給与費明細書でございまして、上の1特別職の表をまず御覧ください。表の下のところに比較の欄がありまして、数字が入ってきているのが長等のところで給料157万1,000円、期末手当44万6,000円、それから右側にある共済費というところ

ところで19万2,000円、それぞれ減額してあるかというふうに思います。この内容でありますけれども、町長、副町長、教育長の給料につきましては、本年4月より減額という形を取らせていただいております、その部分の数字ということでお読み取りを頂ければと思います。

さらに、後ほどの歳出のところで説明申し上げますが、この合計でいいますと220万9,000円の減額部分につきましては、歳出のところで地域福祉基金への積立てというところで数字が出てまいりますので、最初に申し上げておきたいと思います。

それから同じ18ページの中段から下です。2一般職(1)総括の表を見ていただきますと、比較の欄にそれぞれ数字があるかと思えます。これは先ほど来、特別会計でも説明させていただいていますが、4月1日の人事異動、これが主なものというところ。それからもう一つ歳出で申し上げますが、予防接種費に係る部分、こちらのほうでの予算計上もこの中に入ってきているというところで見いただければというふうに思います。

19ページ以降のところはその部分での詳細の部分というところでお読み取りを頂ければということでございます。

それでは、予算書戻っていただきまして、歳出の最初のページというところで、予算書9ページでございます。

総務費、総務管理費、5財産管理費、006普通財産管理費、作業委託料66万円の予算計上があるかと思えます。内容につきましては、これは立木の伐採をしたいというものでございます。具体的には、場所は柿木地内でありまして、民家とそれから町有地、町有地に立木があるわけなんですけれども、その立木が民家のほうに非常に近接している状況というふうになっていまして、その民家の方からこの立木について伐採等をしていただきたいというこういう要望が急遽出てまいりまして、そのことを行うというものです。柿木地内ですけれども、4番議員さんの御自宅のちょうど裏の辺りというところでちょっと申し上げておきたいと思えます。4番議員さんとは関係ないんですけども、場所はそういうことで御理解ください。すみません。

それから予算書ですけれども、普通財産管理費のその下です。008基金積立金であります。地域福祉基金積立金ということで220万9,000円。先ほど給与費明細書で説明をさせていただいたところでございます。特別職の給与について減額しております、その部分を積み立てていくというところでお読み取りをください。

それからその下です。11企画総務費、002企画総務費、報償金がまず出てまいります。46万円でございます、内容といたしましては、ふるさと応援大使への謝礼ということでございます。御承知のとおり、ふるさと応援大使の方に町内外でのイベントに御参加いただくということを予定しております、参加いただいたときの謝礼というところでの予算計上でございます。

それからその下の調査分析委託料1,197万円です。これにつきましては、6月5日の全員

協議会で企画課のほうから説明をさせていただきました。国土交通省の事業メニューということになりますけれども、そこで用いた表現ですが、先導的官民連携支援事業、この部分での予算計上というところでお読み取りください。

それからその下の一般コミュニティ助成事業補助金です。これは宝くじの収益金を活用して、自治会等が備品等を調達するときに申請をするというような流れがございまして、このたび朝倉自治会長会が申請しておったものが採択という形になりましたので、その部分について予算計上させていただいたものでございます。

それからその下です。13定住推進費、002定住推進費、社会福祉士等修学資金貸付金52万円の予算計上、これにつきましては文字どおり貸付金なんですけど、令和5年度の当初予算におきまして3人分の予算を措置させていただいておりました。その後さらにお一方、またこの貸付けの申請がございまして、1人分をさらに予算計上させていただいているというものでございます。

それでは、ちょっと飛んでいただきます。11ページです。11ページの右側の下のところになります。

民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費、012電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費であります。通信運搬費と電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ということで30万円の予算計上がしてあろうかと思えます。

この部分につきましては、資料がございまして、参考資料32ページと33ページを御覧いただければと思います。参考資料の32ページ、33ページを見ていただきますと、実はこの資料につきましては、先の臨時会でもう既にお示しをしておるものでございます。

内容といたしましては、32ページのちょうど中段に書いてありますとおり、国の交付金の事業メニューということを書き表しているんですけども、32ページ中段の対象事業のところ（低所得世帯支援額）、それから、②として推奨事業メニューというふうな表記があろうかと思えます。

①の部分につきましては、臨時会のところで予算計上させていただいたというところ。今回は、この②の推奨事業メニューの中の事業というところで予算計上をしておるところで、まず見ていただければと思います。

さらに、資料の33ページを見ていただきますと、今申し上げた部分が、Ⅰ．低所得世帯支援額、それから、Ⅱ．推奨事業メニューということで、その内容について例示といいますか、具体的なところが書かれておるわけなんですけれども、今予算書で申し上げた部分につきましては、Ⅱ．推奨事業メニューと書かれておるところのその下、生活者支援と書いてあると思えますけれども、その下に①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援という囲みがある

うかと思えます。ここの部分に当たるというところで、まず見ていただければと思えます。

後ほど、産業課が所管する部分での予算計上もありますけれども、その部分については、今の推進事業メニューというところ、この国の交付金の事業メニューを財源として、また予算計上している部分がありますので、それは後ほどお伝えをしたいというふうに思えます。

すみません、それでは予算書のほうに戻っていただきまして、11ページの右下です。

給付金として30万円の予算計上があるかと思えます。いわゆる家計急変世帯への給付金でありまして、1世帯当たりで3万円で、10世帯分というところでの予算計上をしておるといところでお読み取りをいただければと思えます。

それでは、予算書、次のページに進みます。予算書12ページの中段から下です。

民生費、生活保護費、1生活保護総務費、002生活保護総務費というところで、通信運搬費、システム改修委託料、改修工事費ということで、それぞれ予算計上をしております。これらは、生活扶助基準見直しに伴う生活保護システムの改修費、生活保護システムの改修が必要となったものというところでお読み取りをいただければと思えます。

それでは、進んでいただきまして、13ページです。

衛生費、保健衛生費、1保健衛生総務費というところで、予算書13ページ、右側中段です。005地域医療対策費です。合計といたしまして、6,112万8,000円の予算計上があるかと思えます。

この内容につきましては、六日市病院の公設民営化に係る諸々の経費ということですが。具体的には、6月5日の全員協議会で説明をさせていただいた部分というところがございます。

その部分で2点ほど説明を加えておきますけれども、下のところに進んでいただきますと、地域医療確保緊急対策事業補助金5,393万8,000円があるかと思えます。これも、全員協議会で医療対策課から説明いたしましたけれども、いわゆる特別交付税措置がなされるという部分がございますので、そこのところ。

それから、その下の医療法人拠出金600万円の予算計上があるかと思えます。全員協議会で説明させていただきました、新しい組織による職員採用に係る経費の部分というところでの説明があったと思えますけれども、その部分が今回、ここに載ってきているというところでお読み取りをいただければと思えます。

それから、予算書はその下です。

3予防費、003予防接種費でございます。合計で1,474万6,000円でございます、ここに諸々を計上させていただいておりますけれども、コロナウイルスワクチン接種に係る経費というところで見いただければと思えます。

当初予算段階で、幾らか予算計上させていただいた部分がありますけれども、今、いわゆる春

接種をやっております。秋接種の実施が確定したといえますか、これが9月以降に予定されているというところで、予算のほうを再調整をさせていただいたというところでは。春接種、それから秋接種、トータルした予算となってくるというところがございます。そのようにお読み取りをいただければと思います。

それでは次のページ、予算書は14ページに入ってくださいまして、衛生費、保健衛生費、5環境衛生費です。002環境衛生総務費、1,088万2,000円の予算計上がありまして、その下ですけれども、業務運営関係委託料996万6,000円の部分があるかと思えます。これについて、説明をしておきたいと思えます。

説明については資料を用います。資料は29ページから31ページまでのところがございます。29ページのところを見ていただければと思います。タイトルとしては、吉賀町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務についてという、こういうものであります。少しボリュームがありますけれども、上から説明をさせていただきます。

まず、（1）計画策定の背景ということであります。

ここに何行か書いてありますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律、この法律におきまして、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことが明記されたというところ。これを受けまして、本町におきまして、2050年に向けて中長期的に脱炭素化を図ることが求められているということでもあります。

少し下がっていただきまして、本町におけるというところでは。

脱炭素化や温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策を定めた計画として、温対法に基づく吉賀町地域温暖化対策実行計画を策定する必要があるというところがございます。これが計画策定の背景というところでお読み取りをください。

それから、次の（2）環境省補助金の活用ということでは。

この計画を策定するに当たりまして、環境省の補助金の申請を行ってきたというところでありまして。この申請に対しまして、本年4月26日付で採択の通知を受けたということでもあります。

それから、（3）計画策定関連予算というところでは。

計画策定に関する歳入及び歳出予算を計上ということで、今回の補正予算での計上でお願いをしておるというところでありまして、環境省補助金の公募スケジュールは、先ほど、その上に書いてあるとおりでありまして、令和5年度当初予算編成時点においては補助金採択の有無が未定であったため、予算計上を一旦見送らせていただいたというところでは。これが採択ということになりましたので、今回予算計上をしておるということでは。

これが計画策定の背景なり、これまでの流れというところでは。

今度は、その業務運営の中身ですけれども、資料の29ページの下です。

2. 業務の概要というところです。

(1) 業務の目的というところですが、社会情勢や本町の抱える課題、現行施策の検証結果を踏まえるとともに、幅広い町民意見の取り入れなど、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析等が必要であり、効率的に策定作業を進めるため、策定支援業務を委託をさせていただきたいというものです。

資料は、30ページに移っていただきまして、その委託する業務の内容について、(2)で書いております。①基礎情報の収集・現状分析から、②、③、④、⑤、⑥までというような、こうした業務を委託したいという、こうした考え方を持っているということです。

(3) では、業務委託業者の選定について書いておりまして、公募型プロポーザル方式での選定を予定をしておるとのことです。

(4) 今後のスケジュールというところです。

当然のことながら、可決いただいたという前提が入りますけれども、本年の7月下旬には公募型プロポーザルの実施をする。それで、業者さんを選定をしていくということ。業務期間としては、本年8月から来年の1月までを予定をしておると。策定を来年の1月の下旬を想定して、今後、作業を進めてまいりたいという、こういう内容です。

次の31ページにつきましては、本事業に係る環境省がお作りになられた事業イメージであったり、いわゆる財源措置の部分、そうしたものが書き表されておるものなのでお読み取りをいただければと思います。

少しばかり長くなりましたけれども、予算書14ページの今申し上げた部分、ここをお読み取りをいただければと思います。

それでは予算書を進んでいただきまして、15ページに入ります。

農林水産業費、林業費、4林道費、005林道新設改良補助事業費であります。

予算計上としてはゼロということになります。その下で建設工事費102万1,000円の減額、補償金で102万1,000円の増額ということです。見ていただいたら分かるとおおり、予算の組み替えをさせていただきたいというものであります。

まず、現場ですけれども、林業専用道の幸地立河内支線でありまして、ここの開設工事に係る部分であります。立木補償費が確定をいたしましたので、その部分について予算化をさせていただきたい。そして、その部分について建設工事費を減額をするという、こういう内容となっております。

それでは、その下に参ります。予算書15ページの一番下です。

商工費、商工費、1商工振興費、002商工振興総務費、物価高騰等対策経営継続補助金1,300万円の予算計上があるかと思っております。

内容につきましては、6月5日の全員協議会におきまして産業課から説明をさせていただいた部分、それから先ほど、資料で言いますと32ページと33ページで説明させていただきました、そこで用いた表現としては、推奨事業メニューというところ、そことここがつながってくるというところで見いただければと思います。

それでは次のページに進みます。予算書16ページの中段です。

消防費、消防費、3消防施設費、002消防施設管理費であります。修繕料として、151万4,000円の予算計上があるかと思えます。

これにつきましては、コミュニティ消防センターにつきまして、町内に何か所かございますけれども、その施設の不具合部分について、まとめて修繕を行いたいというものがこの中に含まれてまいります。

主だったところで言いますと、雨どいとか、そうしたところが非常に劣化してきているというところがありまして、そうしたところを直していきたいというもの、こうしたことがこの中に含まれてくるというところですよ。

それから、六日市分遣所の前に消化栓がございますけれども、一部ちょっと不具合があるところがありまして、その修繕もこの中に入ってきているということでもあります。

コミュニティ消防センター、それから六日市分遣所前の消化栓の修繕、そうしたものが主なものというところでお読み取りください。

それから、次のページに入ります。

教育費、教育総務費、2事務局費で修繕料142万6,000円の予算計上があるかと思えます。

内容につきましては、六日市それから柿木の両基幹集落センターにおける修繕ということで、六日市基幹集落センターにおいては、ちょうど玄関入っていただいたところの上になりますが、排煙窓があります。これが正常に開閉ができればいいんですけども、ちょっとそこに不具合があることが判明いたしまして、そこを修繕をしたいというところですよ。

それから今度、柿木基幹集落センターですけども、これについては玄関入っていただきますと、ちょうど床の部分ですけども、少しばかり傷みが激しいということがあります。歩くのに少し引っかかるというようなこともあるようでして、そうしたところを修繕を行いたいというものです。

2つの基幹集落センターの修繕に係る経費というところでお読み取りをください。

以上が、歳出予算でございます。

次に、歳入予算の方に移ります。

すみません、また戻っていただきまして、6ページをお開きください。

まず、地方交付税、地方交付税、1 地方交付税、特別交付税として4,315万円の予算計上があるかと思えます。

内容といたしましては、6月5日の全員協議会で説明をさせていただきましたけれども、不採算地区の公的病院等の助成に要する経費、これが交付税措置される部分というところがございます。

それからその下、下がっていただきます。ちょうど中段ですけれども、国庫支出金、国庫負担金、2 衛生費、国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金、国からの負担金の部分、それからその下、下がっていただきますと、国庫支出金の国庫補助金のところでも、同様に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保等事業費補助金が措置されるというところがございます。

それから、総務費国庫補助金のところでありまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,330万4,000円の計上があるかと思えます。

これにつきましては、先ほど社会福祉総務費のところの説明した家計急変世帯への支援、給付金の部分、それから商工振興費で説明いたしました価格高騰に対する支援の補助金の部分、それぞれ30万4,000円と1,300万円の予算計上に当たるところというところで見ただければと思えます。

それから、予算書6ページの一番下です。

衛生費国庫補助金の地域脱炭素に向けた再エネ導入計画策定支援事業補助金800万円の予算計上、これについては、先ほど地球温暖化対策実行計画の策定というところ、環境衛生費のところの説明をさせていただきました、その財源となる部分というところでお読み取りをください。

次のページに進みます。予算書7ページの上です。

国庫支出金、国庫補助金、7 土木費国庫補助金です。

先導的官民連携支援事業補助金1,197万円の予算計上、6月5日の全員協議会、企画課より説明をさせていただいた部分でございます。

それからその下の、県支出金、県補助金、9 教育費、県補助金、緊急校務支援員配置事業補助金420万1,000円があるかと思えます。

文字どおり県の補助金ということなんですけれども、内容的には、教員の欠員があるという学校に対して、緊急的に市町村が校務支援員を配置するケースがございます。そうしたときに県のほうから補助をすると、補助が頂けるというものでございます。

実際に、この吉賀町で関係する学校でいいますと、七日市小学校、朝倉小学校、六日市中学校が該当になるということでして、その3校分を予算計上いたしたところです。

それから、その下にいきまして、繰入金、基金繰入金、1 財政調整基金繰入金でございます。

この部分については、今回の補正予算に係る財源調整というところでお読み取りをください。
それからその下です。5地域福祉基金繰入金というところで、1,670万円の予算計上がある
ろうかと思えます。

この部分につきましては、1つは不採算地区の公的病院助成の措置される部分と、措置外部分
がありますけれども、措置外部分としての計上、額にして1,070万円です。

さらにもう1つ、医療法人の拠出金ということで600万円部分。これは、先ほど地域医療対
策費のところでは医療法人拠出金の説明をさせていただきました。その財源となるというところ
でお読み取りをいただければと思います。

最後になりますけれども、7ページの一番下です。

諸収入、雑入、6総務費雑入、コミュニティ助成金120万円です。

これにつきましては、歳出で言いますと、企画総務費のところの説明させていただきました一
般コミュニティ助成事業、同額の予算計上というところでございます。

その内容、その歳入予算というところでお読み取りをいただければと思います。

以上、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりましたが、ここで5分休憩し
て再開します。5分間休憩します。

午前11時22分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

本年度の一般会計の補正予算の質疑をこれから始めます。質疑を許します。質疑はありません
か。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 歳出の9ページのほうで、企画の調査分析委託料の1,197万
円ですけども、先ほどの説明の中では先導的官民連携ということで出されております。一度ちょ
っと説明も受けているんですけども、再度、説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、調査分析委託料ということで計上しております。先導的
官民連携支援事業の説明をさせていただきます。

この官民連携支援事業の目的というのは、国が財政状況が厳しさを増す中で、インフラの老朽
化対策や大規模災害に備える災害減災対策の課題に取り組みつつ、真に必要な社会資本の整備、
維持更新を的確に進めるため、新たな官民連携事業に対する具体的な案件の形成を推進すると。
この事業というのは、官民連携事業の案件形成を目的として地方公共団体等に対して調整事業を

委託するものということで公募がされました。

公募期間としましては、令和5年2月3日から2月24日ということで、この期間に吉賀町が提出をしております。

4月の1日に選定の通知書が参りまして、議会で議決後に交付申請等を進めていきたいと考えております。

調査の内容なんですけれども、繰り返しのようにはなりませんけれども、今回、まちの駅形成に向けた交流拠点施設を核とした官民連携資本の調査検討ということを行いたいということで考えております。

場所は、前回の全協と繰り返しにはなりませんけれども、真田にある真田グラウンド、交流研修センターの1階部分、そして2階部分。あとは旧六日市学園という4つの施設、こちらを一体的に、一括的に活性化をしたいというような内容で考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 一体的に活性化ということですけども、それまでの流れ、これから今の交流研修センターそれから旧学園施設を活用してやっていくわけですけども、何を、誰が、どうするのか、ちょっとそこら辺を説明願います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 何を、誰が、どうするのかということについてですが、このまず調査事業ということで御理解いただいたらと思うんですけども、まず何をということですけども、先ほどの4つの施設、公共施設を一括一元的に活性化をしたいということで、誰がというのが今から業者を選定します。先般、全協でも申し上げましたとおり、プロポーザルを行いまして、業者を決定していこうと。どうするかなんですけども、この間の資料にありましたように、事業スキームといったようなところを提案していただきたいと。今の4つの公共施設を中心として地域の活性化を図る、こういった複合一体型の拠点づくりを官民連携で実現するスキームというところの検討を行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 事業スキームというような言葉も出てきましたが、そこに至るまでに、まず行政サイドが今、指定管理を受けている方、そして高津川てらす、その3者がどうかたちで何をしたいのかというような事前の調整等については、どのようなかたちで進めていく予定にしているのかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 今後、動きについて、簡単ではありますが説明をさせていただきます。

まず、事業の大前提の整理ということで、地域の特性や対象地の状況といったところ、あと今の課題といったようなところを整理をしていくということで、次に、施設を改修して何かやらなくちゃいけないといった場合においては、改修費を算定してみるとか、既存の建物を再度、見直してみるといったようなところ です。

次に、先ほども言いましたように、事業の手法、スキームの検討というようなところで、業務の範囲だったりとか、業務の手法はどういったようなのがいいのかという検討をさせていただくと。そこに係る概算の事業費といったところ、運営の計画といったところを検討していくと。最終的にスケジュールも併せて検討していきます。

次に、官民の意向調査ということで、金融機関だったりとか、保険会社といったようなところへヒアリングをしていきたいと。先ほどありましたように、現在の指定管理者さん、高津川てらすさんとそういったようなところの関係者と協議会を設立をするような形で話を進めていきたいというふうに考えております。

最終的に事業性の検証ということで、事業手法の検討であったりとか、どういった効果があるのかと、民間活動がどの程度進むのかといったようなところを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） そうしますと、いままで高津川てらすさんが提案されたこと、また高校の寮として交流研修センターのほうも活用されてきているわけですが、高津川てらす、一般社団法人さんのほうがこれまで何をするとかいうふうに示されたもの、それとの関係はどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） いままで高津川てらすから提案があったことと今回の調査事業ですが、その辺りは先ほど言いましたように、現状のところをしっかりと調査をさせていただいて盛り込めるものは盛り込んでいく。盛り込めないものはないかとは思いますが、その辺の精査も含めて再度、こちらの事業はこちらの事業で考えていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 13ページの地域医療確保緊急対策事業補助金ということですが、

5,300万円余りですが、これは算定外で石州会の補助金と思うんですが、その下の医療法人
拠出金600万円補助金が計上されておりますが、先ほど詳細説明の中で、新しい病院への職員
の採用試験等に係る経費についてと言われましたが、600万円、これは全てがカタクリ会への
拠出金ですか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えいたします。

カタクリ会への拠出金600万円全てになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 600万円、相当高額ではありますが、先ほど職員採用に係る経
費としか説明がありませんでしたが、そのほかに中身についてももう少し詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

基本的には、職員採用選考に係る委託費という部分が大部分であります。それとは別に諸規定
等を整備、今からする必要があるんですが、その辺りの作成したものの少し確認とか、そういっ
たところの経費も少し含まれております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 何度も聞くようで申し訳ありませんが、前回の全員協議会でもお
聞きしましたが、7月1日から新しい新法人で、在宅医療を開始すると、いままで全協でも本会
議でも何回も聞いております。医師1名で看護師2名ということで早くからそういう構想が出て
おりますが、前回の全協でもお聞きしたところ、まだ具体的に決まっていないので協議するとい
うふうに5月の全員協議会では言われましたが、もう既にあと2週間ぐらいになっておりますが、
具体的に在宅医療ということではありますが、具体的な、例えば、どこへ電話するのか、電話番号
とか、医師は誰かとか、薬の問題とか、いろんな在宅医療に関して、これは訪問診療と思うん
ですが、具体的に町民の皆さんは知りたがっておりますので、もう2週間ばかりになっておりま
すが、在宅医療について、拠出金が600万円計上されておりますが、それには入っていないとい
うことでありますが、少し在宅医療について町民に詳しくお知らせするべきだと思いますが、あ
と2週間になっておりますが、詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

予定では、6月末の県の医療審議会のほうで認可をされた後に、7月、多分初旬になると思う

んですが、正式に設立、認可されるという予定ではありません。

その後、おおむね9月をめどに訪問診療のほうを開始をするということを予定しておりますので、その間、7月から9月の間で、いろいろなことを少し整理をしていくという段階になります。その間には、保健所へのいろいろな手続きは終わっておるんですが、中四国厚生局への開設届とかその他もろもろのところは今から、設立してから手続きが必要になりますので、そちらのほうで手続きをしていくというようになります。併せて町広報等少しずつこちらの訪問診療の関係についても、住民向けの周知をするようにしておりますので、今の段階で2週間経ったんですが、説明できる内容というのはちょっと今のところはございません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今までの説明では7月1日からやるというふうに何回もお聞きしておりますが、つまり本当にやるんですか。これはあくまでも新法人に移行のための実績づくりということで、とにかく法人をつくっておかないと移行できないということで、それだけのいわゆる名前だけの在宅医療じゃないんでしょうか。何かどんどんどん先送り先送りで、町民はいつから在宅医療を始めるんかという声を聞いておりますが、あまりにも早くからアドバルーンが上がっておりますんで、どんどんどん後退していくように思うんですが、本当に在宅医療やるんですか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

前回の全員協議会で、少し9月1日からというのを伝えたかどうかちょっと分かりませんが、当初から7月1日はあくまでも設立認可されるというところで、あくまでも診療自体は9月からということで申してきたというふうに思っておりましたが、そのことについては、少し説明が足らなかったかなというふうに思っておりますが、実際に、当然、実績もつukらないといけないということもありますので、確実に訪問診療のほうは始める、ただ月に2回ということなんで、多くは当然できませんが、診療のほうの実績はつくっていくということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 企画の、先ほども9番議員が聞いておられましたが、9ページなんですが、1,363万円。それには3つに分かれておるんですけど、予算が。この報償金というのはアドバイザーのことだろうと思うんですが、調査分析委託料1,197万円というのがあります。あそこも指定管理って言いますかね、こっちの学園のほうで言えば、高津川てらすが受けておられて、事業のことがメディカルフィットネスとか、にぎわい創出とか、再生可能エ

エネルギーのことをするとかいうのを具体的に高津川てらすの事業計画というのがありましたよね。そういうものを併せて総体の事業のコンセプトっていうものをきちっとして、プロポーザルをして、こうして今後の基本的なことを決めるんだろっかっていう、するんだろっかっていう気もするんですが、相反するようなことが出るとは思いませんが、その辺のところはどうなんでしょうか。分かりますか、言っていること。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほども担当課長が申し上げましたし、前回、全員協議会でペーパー、パンチ絵で説明したと思うんですが、今回の1,197万円、中国管内で唯一吉賀町だけ交付の内定を今いただいています。これはことさら旧六日市学園に限定したものではありませんで、説明しておりますように、ここの一体ですね、施設の名称で申し上げますと、前回申し上げましたが、4つの公共施設があるわけです。よしかみらいのグラウンド、そして交流センターの中、今度は分割しました。高校のみなし寮と、元々あったいわゆるその交流研修センター、その中に加工所もございます。4つ目が旧六日市学園、ここのエリアに、4つの公共施設がある。今も本当、頑張ってください。旧六日市学園も指定管理でなくて、新しい手法、新しい公共ということで地域再生推進法人に無償貸付けをして今そういったつくりでスタートいたしました。4つあるこの公共施設の運営をそれぞれ今やっているもの、まだまだ相乗効果を持たせましょうと。あの施設、4つある公共施設の全体のエリアとして考えて一体的に、複合的に活性化をできる手法はないだろうかということで、いわゆるコンセッション方式ということで申し上げておりますが、そうした可能性調査を今回のこの1,197万円の財源活用させていただいて、公募型のプロポーザルで業者を選定をして調査研究していただくということでございますので、当然、その中には、今、六日市学園で申し上げます地域再生推進法人の高津川てらすさんが今、始めておりますが、高津川てらすさんの理念、いわゆるその企画提案を認めたわけですから、それをまだまだこの、実は上げていただく方法をさっき言った4つ施設、複合型として考えて相乗効果を上げていこうと、こういうことですので、当然、高津川てらすさんが今提案させていただいた内容をトーンダウンするということはありません。それはやはり本末転倒でございますので、一般社団法人であります地域再生推進法人の高津川てらす、それから町が直営で、直営と言いますか委託をしておりますが、吉賀高校のみなし寮、一般社団法人のスパークルスターに指定管理をしております、いわゆる交流センターさらにはよしかみらい、それぞれが今、目指しているものをまだまだグレードアップしていきましょうという、こういう理念でありますので、当然、今それぞれが持っているものがトーンダウンするということはありませんので、その辺の御理解を頂きたいと思います。全体で複合型施設として相乗効果を上げていくと、こういう狙いがございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 14ページの環境衛生費の委託料、業務運営関係の委託料が出ておりますが、今のここへの委託先の件とそれと今、町内で太陽光発電であったり、風力発電の問題も地域からもいろいろな問題点等が行政のほうにも寄せられていると思いますけれども、そういうものへの対応となるものも、この委託料の中に入れ込んでされるものなのか、全くそれとは無関係なのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

委託先につきましては、プロポーザル方式でしたいというふうに思っております。委託先としては、県内に事業所のあるところに対して求めたいという方向で今、調整をしております。

それから現在の太陽光、風力等を含めた開発と言いますか、その辺りにつきましても無関係で計画策定ということはできないと思われまので、その新しい計画なり、どういった発電方法があるのかということも含めた計画策定となるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 活用については分かります。一方で、住民への影響、そのものがどのように発生をする可能性があるのか、また廃棄物等に対する処分、特にこれ太陽光のパネル等もそうなんですけども、そこら辺も調査をしていくということになるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えいたします。

議員のおっしゃられるように、20年先になるかもしれませんが、その施設終了の際の廃棄も含めた、あと住民に対する影響等も含めた形の策定が望ましいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 省エネ、再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業ということで、800万円ほど国から頂いたと。その使い道は、先ほど9番議員の質問にもあった、いろいろな太陽光発電とか風力発電とか、そういった再生可能エネルギーの問題もあると思います。

また、現時点における、実は私も一応、一般質問でもカーボンニュートラルやらJ-クレジットの質問をさせていただいておりますが、ただ、吉賀町の現状をもう一回把握しないと多分、正式なデータが出てこないだろうと思います。この文書の中にもあります膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析等ということで、これが本当に期間が来年の1月までにできるかどうか、要するに、具体的に言いますと、例えばCO₂の町内の吸収量、把握するために町有地から民有地、県

有地そうした再調査もかなり今、伐採やら何やらで、多分、数量がものすごく変わってきております。成長量も併せてそういった基礎的なデータがかなり机上で堆積してきた数量とは変わってきておるはずで。そうしたことから言いますと、そこまで本当に細かく情報を収集しようと思ったら、なかなかこの期限では難しいと考えて、私も一応、林業とか携わっております、そういったことは、とにかく調査しないとなかなかデータも難しい問題があります。そして吉賀町の森林資源を生かした政策につながるよう、基礎的な数量というものは把握するのが難しいと考えておりますが、その点、どういう考え方で、こういう時期的な期限を設けられたかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。工期が1月末ということでございまして、採択の条件というところで、1月末までに支払いも含めた事業が終わることが条件で採択を受けております。

近場で言いますと、益田市、津和野町と県内であと数か所、この策定のほう行っているところがございます。その同じところが参加していただければ、手を挙げていただければ、情報収集なり計画策定について期間内にやっていただけるものだというふうに思っております。その辺りも含めまして、プロポーザルによって業者選定のほうを進めていきたいというふうに思っております。1月末で結果が出るようなところへ依頼をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

まだあるような感じもしますので、12時ですので休憩します。午後は1時から開始します。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を再開します。

5年度の吉賀町一般会計補正予算（第2号）についての質疑中です。質疑を許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 医療法人カタクリ会の職員採用、このことでちょっとお伺いしたいんですが、カタクリ会の経営理念、どういう病院をつくりたいとか、どういう方向で経営したいとか、やはり人を募集するときには、そういう会社と言いますか、団体にしてもですが、理念というのが大事だと思うんです。医療構想というようなことが書いてあるんですが、ちゃんとした目的とか、大義とか、そういうところを捉えて、それを据えて募集をかけるというようなことは考えていないんでしょうか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

医療構想というのは町のほうでつくっておきまして、それに基づいて医療法人のカタクリ会、一緒になって新しい病院をつくっていくというようなところになるのかなあとと思いますが、この採用計画のところ、まだその辺の理念と言うか、まあ大きいところの柱については、まだあまり多くは触れていないというような状況です。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） これから看護師さんとか募集されると思うんですが、やはりその審査と言いますか、採用の理事さんの中にもそういう経験豊富、看護師さんを経験された方とか、そういう方が見受けられないような気がするんですが、やはり町の病院でこれから先、それを担っていくということになるとその経営理念もそうですし、やはり、しっかりとそういう大義と言いますか、やはり大事なんじゃないかと、普通の一般企業でも本当、大事だと思うんですが、そういう思いを共にするということでも大事だと思うんですが、そういうことは考えられていないでしょうか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えいたします。

カタクリ会は、あくまでも法人ということでありまして、法人の理事会のほうがこの前、5月の31日に開催をされたところです。その中でも社是とかそういったようなところで話のほうは出たところではあります。当然、おっしゃられるように、優秀な人材、それから必要な人材を求めるためには、やはりそういったところは必要なのかというふうに思っています。ただ、そうは言いましても第一義的には、やはり石州会の雇用を守るということでありまして、その辺りを最大限確保するというところでいち早く採用計画というところをつくっております。そういったところで考えておるといようなところになると思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それ分かるんですが、やはりみんなでこういう病院をつくっていくという思いも大事に共有できる部分があるんじゃないかと思うんですが、その辺もひとつよろしくお願いします。

それからもう1つ違う質問なんですが、PPP/PFIで事業スキーム案というのが出まして、その中にメディカルフィットネスという事業が計画されていますが、メディカルとなると厚生労働省とかの関係も出てくると思うんですが、この辺の認可と言いますか、もう受けられているのかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 今、高津川てらすさんの事業計画に上がっているメディカルフィットネス事業についてですが、今、高津川てらすさんが考えられているのがメディカルフィットネスの部分でいくと、医療と連携を目指した厚生労働大臣の認定の健康増進施設というのがあります。そちらへの申請を目指されています。

それともう1つが幅広い年齢層の地域住民が安心して利用できる施設環境を整備するための専門知識のある資格。こちらが健康運動資格師というものですけれども、こういった方の育成を目指しているところが地域医療、スポーツ団体と連携して住民の健康増進に貢献するというメディカルフィットネス事業が今のところの具体的な中身かと思われま

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 15ページの商工費で、商工振興総務費の物価高騰対策経営継続補助金について、これ6月5日の日に全協で説明をしていただきましたけれども、そのときに水田活用の直接支払交付金等での交付金がいわゆる販売額として計上してもいいのかということをお聞きをしましたが、その点ともう1つ、グループでの申請、これについてどのように経営、グループでの申請も可能であるか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

売上げにつきましては、当然、そういった補助金も収入に含まれてきての確定申告だと思

いますので、それも売上げの中に入っていれば売上高ということで認識をしております。

それからグループにつきましては、今のところちょっと考えておりませんで、あくまでも個人に対する経営継続補助金ということで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第15、議案第43号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会をします。御苦勞でございました。

午後1時10分散会
